

令和8年・第8回淡路市教育委員会	
日 時	令和8年7月24日（金）午後2時00分～3時55分
場 所	淡路市役所本庁舎2号館大会議室4， 5
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：岸本伸明(職務代理)、丹野典子、久保雅一、川野りえ 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（公民館、図書館担当）：奥田拓也 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：中村貴志 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部次長兼津名図書館長：薦巢仁美 教育部社会教育課特命参事（文化財担当）：稲家秀美 教育部スポーツ推進課長：伊郷勇一郎 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：藤永泰生 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和（欠席）、田村真央
1. 開 会 岡山次長 ただ今から、令和8年第8回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 2. 挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） 3. 前回会議録の承認について 岡山次長 ありがとうございました。次に、令和8年第6回定例会及び第7回臨時会	

の会議録につきましては、7月17日に送付しております。前もって御確認いただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第6回定例会会議録の署名については、久保委員、丹野委員に、第7回臨時会会議録の署名については、丹野委員、川野委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、川野委員、岸本委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

久保委員

6月26日に出席されている「総合芸術展「静・動」」というイベントは、どのようなものですか。

角村教育長

書や絵画、写真といった作品を展示するもので、淡路市教育委員会が後援

したものです。洲本市図書館近接の、「^{エス}S-^{ブリック}BRICK」という施設で開催されました。淡路地区全体からの作品展でした。

久保委員

7月16日にあった「子ども食堂の視察」ですが、現在は関西看護医療大学で開催されているのですか。

角村教育長

そうなります。前年度以前は、志筑小学校の調理室を使用して実施されていきました。しかし、施設管理上の問題や衛生管理の観点から、今年度より隣接する関西看護医療大学において実施していただくことになりました。大学に御協力を頂き、大学の食堂を使用させていただいております。特に問題は生じていないとお聞きしております。

岡山次長

ほかにはないようですので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

「6 議事」中、議案第21号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たります。職員の任免を適切に取り扱うための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適切と考えます。

また、議案第22号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」につきましては、会議規則第7条第1項第4号に規定する「非公開とすることができる教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に当たります。これは、8月に招集予定の第122回淡路市議会臨時会において、審議に付される議決事件に関するものであり、現時点においては、市議会議員に事件内容が説明されておらず、市議会での円滑な審議に

資する観点から、先ほど説明した会議規則の関係規定に基づき、非公開の取扱いが適当と考えます。

ついては、議案第21号及び議案第22号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧していただくものとします。

本日の会議は、公開案件の協議・報告事項を先に審議し、全て終了後に、非公開の案件の審議を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

角村教育長

最初に、報告第19号「教育委員会の所属職員の任免」及び報告第20号「教育委員会の所属職員の任免」について、一括して事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、報告第19号「教育委員会の所属職員の任免」及び報告第20号「教育委員会の所属職員の任免」について、一括で御説明させていただきます。

淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされています。

しかし、緊急に処理する必要があり、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容については、別紙のとおりとなっています。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第19号「教育委員会の所属職員の任免」及び報告第20号「教育委員会の所属職員の任免」については、報告を終わります。

続いて、報告第21号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定」について、事務局から説明してください。

伊郷課長

それでは、報告第21号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定」について、御説明させていただきます。

6月に開会されました第121回淡路市議会定例会において、「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」が可決されました。

この条例では、施行期日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲において、教育委員会規則で定める日から施行する。」と規定しており、教育委員会において、施行期日を定める必要があります。

一宮体育センターの空調設置工事は、同時に発注した市内4中学校の体育館空調設置工事に先行して実施しており、本年7月31日を期限としておりました。工事完了から工事検査及び引渡しも含め、本年8月1日から供用を開始できる見込みが立ったため、改正条例の施行期日について、一宮体育センターの使用料を規定する部分に関して、期日を定める規則を制定しました。

本来であれば、本日の教育委員会に上程して議決を受け、公布すべきところではありましたが、供用開始や料金等について、広く市民に周知する必要があることから、淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づき、規則制定について、教育長が臨時に代理をいたしました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

他の中学校体育館の空調設備工事について、進捗状況を説明してください。

岡山次長

市内４中学校体育館空調工事の施工状況ですが、１０月末を目途として整備を進めておりました。しかし、請負業者の尽力によって、当初目標より早く完了する見込みです。状況によっては、２学期から中学校の体育の授業等で使用できる可能性もあります。

しかし、学校体育館という施設の性質上、一般の方の利用については目的外使用となり、料金設定や使用方法等周知が必要であることから、供用開始は予定どおりになるのではと考えています。

角村教育長

中学校の学習活動において、早期に使えるように調整してください。

ほかにはないので、報告第２１号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定」について、報告を終わります。

続いて、資料№１５号「淡路市立図書館公衆無線ＬＡＮサービスの利用に関する要綱の制定について」について、事務局から説明をしてください。

奥田部長

それでは、資料№１５「淡路市立図書館公衆無線ＬＡＮサービスの利用に関する要綱の制定」について、御説明させていただきます。

淡路市立津名図書館及び東浦図書館では、公衆無線ＬＡＮサービスを実施しております。これは、不特定多数の人が便利に活用できる反面、迷惑行為や不適切な利用の温床となるおそれもあります。

このたび、津名図書館で公衆無線ＬＡＮの接続事業者が事業を廃止したため、他の事業者に変更することとなりました。これを機会に、禁止行為や責任範囲を明らかにすることを目的として、本要綱を制定することにより、不適切な利用を排除し、来館者が安心して利用できる環境づくりに努めたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.15「淡路市立図書館公衆無線LANサービスの利用に関する要綱の制定」について、報告を終わります。

続いて、資料No.16「次期教育大綱案の検討」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、資料No.16「次期教育大綱案の検討」について、御説明させていただきます。

本年5月29日金曜日に、令和8年度第1回淡路市総合教育会議が開催され、そこで、次期教育大綱の原案が、事務局である企画情報部まちづくり政策課より提示されました。そこで、委員の皆様にご審議いただいた内容を基に、事務局が第2案を作成し、教育委員会に対し提示がありました。

お手元資料には、まちづくり政策課から提示された第2案と、これに対する教育委員会事務局としての意見を付しております。提示された第2案に対し、教育委員会としての意見を整理する必要がありますので、この場をもって意見交換をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。

本資料に関して、次回の総合教育会議で意見が求められますので、この場で意見交換できたらと思います。

川野委員

基本理念の部分について、私見ですが、4番の項目に賛成したいと思います。その理由として、1番の項目にある「つながりと共創で」とある部分の「共創」という言葉の捉え方が、「共に創っていく」ということであるということを考えて、「人づくり」ということも、「共に創っていく」という点で、他の全てにおいて重なる部分があるのではないかと思います。3番の項目は、特に、「支え合いと共創」という部分は、意味が重なってくるのではと思います。

います。そして、4番の項目で「学び」という言葉を入れていただいています。これが、まさにそのままつながっていく、それから、社会にもつながっていくという意味もあり、「学びとつながり」という観点から、私は賛成と思いました。

岸本委員

4番の項目に、「学び」という言葉が入っており、事務局としてこの項目が適当ではないかと示されていますが、文部科学省が示している「生きる力」というものは、誰もが賛成し、反対する人はいないと思います。「子どもたちに生きる力を」という点では、全国どこでも賛成できるようなものだと思います。

今回、「学び」という言葉が新たに項目に入ってきていますが、これも同じような意味合いを持っていると思います。要するに、誰もが賛成できるものであって、それは悪くないことだと思いますが、淡路市の教育大綱であるため、淡路市独自の文言を入れたいと思いました。

そうであるならば、個人的には、「共創」という言葉が入ってくるのではないかと思います。そのため、4番目の項目がそのまま適当とすることには反対です。

川野委員

今の意見を受けてですが、1番から3番の項目では、「つながり」という言葉と「共創」という言葉が、重なっているのではないかと思います。岸本委員の御意見を取り入れるとすれば、4番目の項目の形を使うと、「学びと共創」という表現であればいいのではと思います。ただ、個人的には、「共創」という言葉を生かすのであれば、「共創」こそが、共に人を創っていくということを含むことになるので、項目の最後にある「人づくり」にかかってくると思います。

岸本委員からの御意見にあったような、淡路市独自のものとして残しておくとする、と、「つながり」という部分がそれに当たるのではないかと思います。

角村教育長

川野委員から、折衷案の御提案がありました。私の意見としては、事務局から提案のあった項目のうち、1項目目から3項目目は、外形的に教育大綱としては読みにくいと感じました。そのため、やはりどこかに「教育」という視点を含めていただく必要があるのではないかと思います。

教育大綱の実施計画である教育振興基本計画について、今後、教育委員会で策定する必要があります。これは、その基礎となる部分であるため、関連が分かりづらいということを事務局にお伝えし、事務局担当課もこのように対応していただいたのではと思います。

久保委員

私も、「学び」という言葉は大好きですので、この言葉は必要ではないかと思ひますし、御意見を二ついただいた中の折衷案として、「共創と学び」又は「学びと共創」という表記にしてはどうかと思ひます。

丹野委員

私は、個人的に2番の項目が良いと思ひています。淡路市の良さというのは、やはり、地域の方々のつながりであり、部活動地域展開でもそうですが、そのつながりで支え合うというところがあつてこそその「共創」ではないかと思ひます。その「学び」という言葉を入れつつも、つながりで支え、共創という点も大切にしたいと思ひます。

角村教育長

本日は、ここで結論を出すことではなく、ここで挙げた意見を総合教育会議に提示することになると思ひます。今日、もし合致する点があれば、そこは集約できれば良いと思ひますが、それ以外の部分についても、丁寧に総合教育会議事務局に伝えたいと思ひます。

それぞれの観点から、いろいろな考えを出していただければと思ひます。

川野委員

ここでいう「つながり」と「共創」というキーワードについて、具体的にどのようなイメージをされているか、確認ができればと思ひます。

角村教育長

改めて確認し、情報共有したいと思ひます。

岸本委員

重点目標2番目の事務局意見において、「寄り添う教育」という表現があります。この「寄り添う教育」ということについて、具体的なイメージで話していく必要があるのではと思ひます。これから実施しようとしていることに反映していないと、言葉遊びにとどまってしまう、意味がありません。ここ

は、非常に重要な部分ではないかと思います。

さらに、「多様性の包摂」という表現がありますが、これは、言葉としては難しいのではないかと思います。もう少し平易な言葉でも良いのではとも思いましたが、この表現は、文部科学省が使用しているのですか。

山本部長

委員の御指摘のとおり、「包摂」という表現は、文部科学省が使用しているものです。この部分の意味合いとしては、「一人一人が持っている個性を、それをみんなで包み込んでいく教育」という意味合いにつながるもので、この「寄り添う教育」の核となる言葉として選択した部分があります。

また、基本理念の案の中で、事務局意見として、それぞれの言葉の整理をさせていただきました。「一人一人の可能性」という言葉を、「個の伸長」をイメージしておく必要があるということと、「学び」という語については、学校教育だけではなく、社会教育やスポーツ・文化活動、家庭教育といったものも含めたものとしております。

「つながり」という言葉については、それぞれが独立しているということではなく、協働し、社会総がかりでつながった中で、子どもたちを支えるということと整理しました。ここが、「共創」の部分にあるのではないかと考えています。

最後は、子どもたちをどう育てたいかということについて、未来を描くということは、「生きる力」に変化していった、「力強く生きてほしい」という思いと、「夢を持った前向きで向上心を持てる子であってほしい」という願いを落とし込むことができるのではないかと整理をさせていただきました。

あくまでも、教育委員会事務局として整理したもので、市長部局の捉え方とは異なるかもしれませんが、事務局意見として補足で記載させていただいております。

角村教育長

「寄り添う教育」の具体的なことについては、次期教育振興基本計画にも含めるという理解で問題ないですか。

事務局

次期教育振興計画は、次期教育大綱の重点目標に合わせて策定する予定としていますので、現時点では、大綱に含まれるのであれば、計画でも触れられる見込みです。

角村教育長

教育委員会としての考えや思いをちりばめて、重点目標を見たときにイメージをしやすいようにする必要がありますね。しかし、どうしても言葉遊びになる面もあると思います。しかし、そこには一つ一つの言葉に思いがあり、気持ちを含めながら説明できるようにしたいと思います。

包摂という言葉も、これまでなかなか使う機会もなかった言葉ではありますが、これをひも解いていくと、山本部長から説明のあったように、国が定める次期学習指導要領の検討の方向性の中では、「包摂」という言葉が随所に出てきます。

丹野委員

説明文案に「地域に根付く人と人とのつながり」という表現があります。この、「地域に根付く」という表現は、昔からずっといる方々を表しているようなイメージがあり、他市から転居されてきた方や、外国出身の方も増えている現状もあるので、「地域の強みである人と人とのつながり」といった表現の方が、より特定せずに良いのではと思いました。

久保委員

「根付く」という表現は、「根ざす」という表現の方が良いのではと感じます。

角村教育長

「根付く」という表現は、ずっと地域におられる方を示しているようなニュアンスも感じられますね。

丹野委員

要は、他の人が排除されるようなイメージを持たれないような表現が良いと思います。

川野委員

「地域に根付く人と人とのつながり」という表現は、おそらく、「地域にそのような土壌がある」ということを示したかったのではないかと思います。「そのような良いところを生かしていきましょう」という意味でも、受け取ることができるのかなと思います。将来的に、それらは引き継がれていくと思うのですが、現在あるものを良く生かしていきたいという思いの表現であ

れば、先ほど丹野委員が挙げられた表現が良いと思います。

角村教育長

「根付く」、「根ざす」といった表現についても、皆様方からいただいた御意見があったということと、その意図も含めて記載したいと思います。教育委員会として、このような意見があったと提案したいと思います。

丹野委員

重点目標のうち4番の項目ですが、「国生みの島・淡路」のストーリーを生かした学び」という記載がありますが、どのようなことを示されているのでしょうか。

稲家特命参事

「国生みの島・淡路」についてですが、例えば、淡路で塩づくりが古墳時代に行われていました。その作られた塩を、平城京に税として納められていたということが、出土遺物から判明しています。古代では、淡路では塩づくりが盛んだったということを、市内学校で出前授業等を行い、伝えています。こういった、郷土の歴史を生かした取組を続けていきたいと考えています。

角村教育長

これは、淡路島が「日本遺産」に認定されたストーリーのことを指しているということですね。

多くの人が見て、分かりやすいものにするという点で、事務局で整理をお願いします。

そして、これらの意見をまとめて、市長部局に対し、あらかじめ意見として情報提供したいと思います。

ほかにはないので、資料No.16「次期教育大綱案の検討」について、協議を終わります。

続いて、資料No.17「淡路市立図書館を利用した事業の実施要綱」について、事務局から説明をお願いします。

鳶巣次長

それでは、資料No.17「資料No.17 淡路市立図書館を利用した事業の実施要綱」について、御説明させていただきます。

今回、図書館で実施する事業について、地域と協働して実施することによ

り、図書館の活性化を図ることを目的として要綱を定めました。

この事業は、図書館利用者が主体となって企画し実施するもので、図書館は施設の提供やその他の支援又は協力を行います。図書館では、一部の施設について貸館を行っていますが、この事業において実施する場合は、図書館との協働事業となるため、使用料は徴収いたしません。

この要綱を定める前から、市民や図書館パートナーの会との協働事業を実施しておりましたが、事業内容や事業を実施する上での注意点がまとめられたものがなかったため、その都度調整が必要でした。

今回、これを定めたことにより、本要綱を踏まえた事業の提案をしていただけるようにいたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.17「淡路市立図書館を利用した事業の実施要綱」について、協議を終わります。

公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、続いて、第121回淡路市議会定例会における議案質疑と一般質問のうち、教育部所管のものについて、事務局から説明をお願いします。

水名口部長

それでは、第121回淡路市議会定例会における議案質疑と、一般質問のうち、教育部所管分のことを、御報告させていただきます。

(内容報告)

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

川野委員

ハートフレンドによる「おしゃべりオンライン」について質問があったそうですが、実際に、対応してもらえる学生の方の確保というのは、淡路市では難しい状況ですか。

山本部長

現在は、全くないというわけではないと認識していますが、マッチングできているかどうかという点では、ない状況です。

久保委員

高校生への通学助成に関する質疑応答についてですが、淡路島外にある学校だけではなく、淡路市内又は淡路島内の学校に通学する高校生にも助成はあるのでしょうか。

水名口部長

市内の学校であれば、「あわ神・あわ姫バス」及び「本四海峡バス 鮎原線」の定期券購入費は、全額助成となります。他市に通学する場合は、先ほどの助成に加えて、高速バスやジェノバラインの回数券及び定期券に対して助成があります。助成額は、通学に掛かる交通費の半分となっており、上限額は、10万円です。

岸本委員

同じ質問の答弁の中で、「特定奨学金」についても触れられていますが、これについて、概要を教えてください。

橋ヶ迫課長

特定奨学金についてですが、先ほど話題に挙げた通学助成費と、奨学金

を、経済的理由により高校等へ就学することが困難な生徒に対し、支給するものです。奨学金は、高校等の1年生に対して10万円を支給するもので、通学助成費は、通学に要した交通費のうち、1年間で1人当たり10万円を上限として支給します。返却を求めるものではありません。

久保委員

これはまだ始まっていない事業だと思うのですが、小学校体育館の空調設備の導入について、検討されていると思います。現在、小学校の遊具更新が、3か年に分けて進んでいると思うのですが、先に設置した学校と後に設置される学校で、不公平感があると思います。私が勤務している大町小学校では、この2年間、滑り台やジャングルジム等遊具が使えていない状況です。

小学校体育館の空調についても、遊具と同様に年度を分けて導入する場合は、先に入った学校と後に入った学校で、非常に大きな差が出てしまうのではないかと思います。全体的に環境を改善できるような設置の仕方をしていただければと思います。

岡山次長

当然、全ての小学校の体育館に、早期に空調の設置ができることが望ましいと考えています。しかし、補助金や予算、発注事務等の課題もあり、調整が難しい部分もあることも事実です。

小学校の遊具の場合は、既存遊具の劣化度合いによって、3か年の計画を立てて更新を実施しております。

空調については、どの学校も状況は変わらないと思いますので、なるべく早期の実施をしたいと考えています。

川野委員

学校施設の話題が出たので、議会とは直接関係のないことですが、市内の学校の大時計が止まったままになっているところが増えてきているのではと感じています。

かつて、学校の時計は、地域の方も見られている時計ということで、学校で管理していたので、時間がずれていたら、急いで直していました。閉校しているところは、時計が止まってもやむを得ないと思うのですが、児童生徒が利用している学校の大時計が止まってしまっているのは、少し残念に思います。時計の修繕に、費用が掛かるのは重々承知しているのですが、施設の話題が出たので、この場でお話しさせていただきました。

岡山次長

このことについては、学校のシンボルとも言える時計が止まってしまっていることについては、もちろん認識しており、直してほしいという御意見もたくさんいただいているところです。

事務局としては、学校と相談し、その代替として小さい時計を設置しております。その理由として、大きい時計を修繕する場合、高所に設置されていることが多いため、足場代を含めて、非常に高額な費用が掛かります。そのような場合、学校と相談して、時計以外に他に優先すべき部分を修繕するケースが多い状況です。

本来であれば、建設当時からあるシンボリックなものであるため、大時計を修繕したいと考えているところではありますが、大規模改修等校舎外壁に足場を設置する機会を待って、修繕しているところです。

川野委員

外部の方が見て、「終わった学校」というような印象を持たれるのが残念だという思いがあって、クラウド・ファンディングといった方法等を探ることができないかとも思いました。

角村教育長

私の近所の学校も同様で、大時計が建物の四面それぞれについているのですが、全ての面が示している時刻が全て異なって止まっている状況です。個人的には、かつて「東経135度の線上にある町」ということで、日本標準時を意識した大時計を設置していたので、これを直せたらと思っていました。

しかし、事情を聴いてみると、様々な修繕の方法を検討しても、いずれにしても足場を立ち上げて相当なコストが掛かってしまうということで、やむを得ないのかなと感じています。

しかし、いつまでも放置することも適切ではないと思いますので、御意見を真摯に受け止めて、早期に実施できるものがあれば、実施したいと思います。

久保委員

子ども議会についてですが、子ども議会は児童代表の子だけが参加するので、それも意義があるのですが、市長と教育長が、児童生徒と直接対話する「淡路市を語る講座」がとても良かったと思っています。やはり、子どもたちが直接、市長と語り合う、教育長に質問して答えてもらうということは、

非常に稀有で貴重なとても良い機会でした。

是非、学校に希望を募って、事業を再開してはいかがでしょうか。

山本部長

この事業については、2年前から希望制にして実施しており、当該年度は1校で実施し、今年度は希望がありませんでした。まだ終了しているわけではありませんので、機会を見つけて広く周知したいと思います。子どもたちの良い学びの機会という声を頂きましたので、また、情報提供していきたいと思います。

岸本委員

タブレット教育の効果検証についてですが、G I G A^{ギガ}スクール構想で全国一斉にタブレットが導入されましたが、今懸念している点が、依然行っていたような指導の部分がおろそかになっているのではないかと思います。テレビや各種講演会に行っても、そのような話題が入ってきます。

この一般質問の答弁されているように、「教員のきめ細やかな指導や、紙の教科書・ノートへの書き込み、児童・生徒の対話といった要素に、デジタルの機能が掛け合わされることで、初めて総合的な効果として表れる」という部分が、極めて重要な部分ではないかと思います。

タブレットだけで突き進んでいくのではなく、紙の教科書やノートの書き込み、対話ということを、明確に重視しているという答弁をさせていただいているので、これからもこの形で進めていただきたいと思います。

橋ヶ迫課長

委員がおっしゃるとおり、常にバランスを意識して、基本的にタブレットは、デジタルでないとできないことを中心に活用することになると思っています。

ですので、このようなタブレット端末を教育現場に導入していった当初も、いろいろ試行錯誤した時期がありました。今までやっていた模造紙を使った学習の代わりに、デジタルに切り替えたのはいいけれども、デジタルだと残らないし、やはり貼っておきたい、といった、経験の積み重ねがたくさんあります。この中で、紙媒体が有効な場面と、デジタルが効果的な場面の使い分けが、本市では、随分進んでいると認識しています。

丹野委員

これは、市ではなく、県に対する思いなのですが、岩屋地区では、以前よ

り島外の高校に進学している子が多く、学区制度が導入されたことにより、他の地区の子も淡路島外に進学する機会が増えていると思います。高校の授業料無償化に伴って、それぞれ特色のある私立高校の受験を希望する子も増えていると思うのですが、その私立高校を受験したいと思ったときに、兵庫県の私立高校の受験日が統一で指定されているために、1校しか受けられない状況です。その学校に挑戦して不合格だった場合、滑り止めがない状態で、公立高校を受験しなければならないという現実があります。これは、中学校の先生や生徒にとっても、精神的な負担や準備の負担が掛かっています。他県では、私立学校の受験日が一律となっていないところもあるようなので、子どもたちの選択肢が増える良い機会であるので、市から県へ働き掛けていただければありがたいと思います。

山本部長

私立学校については、京都府、大阪府及び兵庫県の私立高校の連合会という組織があり、私立学校の協定により、そこで試験日を統一して設定しています。ですので、兵庫県と大阪府、京都府は、同じ日程になっていると思います。兵庫県も県教委も、そちらに介入しているかどうかは分かりませんが、協定で試験日を決めていると認識しています。

しかし、委員おっしゃるとおり、自由度を増して受験の機会が広く与えられるということは、子どもたちにとって、とても良いことだと思います。

ただ、長期的な視点で見た場合、学校が淘汰されて、逆に選択の幅が狭くなってくる可能性があるので、その辺りのバランスは、難しいところがあります。

機会があれば、現場の声として、意見を上げていきたいと考えています。

岸本委員

教員不足の要因に関する質問についてですが、答弁の中に、「今一度、教育に関わることの素晴らしさが伝わるよう、教育界を挙げて社会に働き掛けていくことが必要」と答弁されています。

この部分を読んだときに、教育に関わることの素晴らしさとは、どのように捉えるか考えてみたのですが、教員としての「やりがい」がこれに当たるのではないかと思います。その「やりがい」とは何かと考えたとき、やはり、子どもが変容したのを目の当たりにしたときに、「教員をやっていてよかった」と思いました。変容というのは、子どもが、「分からなかったことが分かるようになった」であるとか、「できなかったことができるようになった」といったことで、これが、自分の関わりによってできるようになったときに、

非常に大きなやりがいになると思います。

そこで、是非お願いしたいのが、「子どもと寄り添う時間を大切に」ということはよく言われるのですが、時間だけではなく、先生方の「やりがい」をゴールに取り組むということが、教育に関わることの素晴らしさを伝えるということにつながるのではないかと思います。やりがいというのは、モチベーションにつながる部分ですし、もしかすると、子どもと寄り添うという部分にも関係してくると思っています。是非、その「やりがい」を意識した取組をお願いしたいと思っています。

山本部長

「やりがい」をどのように可視化するというのも大切ではないかと思います。加えて、年齢層によって、「やりがい」の感じ方は異なると思います。

教員になったばかりの先生方は、指導がうまくいったことの喜び、年齢を重ねてきた先生方は、教え子が巣立ってまた戻ってくる、活躍している様子を見る喜び、そういったものも含めて、年齢層によって異なると思います。それぞれの年齢層の中で、そういったことをしっかり感じられるような人材育成も含め、組織的に行えるように声掛けをしていきたいと思っています。

角村教育長

「やりがい」は、先生方にはたくさんあるのではないのでしょうか。それぞれ考え方があり、醍醐味もたくさんあると思いますので、それを、今後教職をめざす方に伝わっていく、あるいは、今いる先生方が実感できるような関わりができたらと思います。

川野委員

先日、ある学校の先生とお会いして話をする機会がありました。

私自身も、過去に学校統合から5年間、その学校に勤務していたことがあり、過去の子どもたちの様子を教えてほしいという依頼があり、長いスパンでの変容をお伝えしました。

その中で、先生方が真摯に取り組んでくださっている中で、「私たちや子どもたちが変わると、未来が変わってくるよね」ということや、「子どもたちを育てて、まちを育ててほしい」という話をしている中で、先生たちも目を輝かせながら、「私たちの仕事は、本当に素晴らしい仕事だ」ということを言ってくれたことが、先ほどの話をお聞きして、よみがえってきました。

角村教育長

今、学校の働き方改革で、現場の働き方改革に取り組んでいます。働き方改革をするということは、改革をすることによって、今まで現場でしていた仕事を誰かがすることになります。それは、教育委員会事務局の職員です。いろいろな仕組みを取り入れていくときは、情報収集や予算確保、学校現場との調整や議会への説明等を行いながら、現場への実務に反映させていくことを、事務局の職員が行っています。学校の働き方改革を進めることはもちろんですが、その縁の下の力持ちを担っているのが、事務局職員であることを知っておいていただければありがたいと思います。

角村教育長

ほかにないので、以上で公開案件を終了します。
ここで、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

角村教育長

それでは、再開します。ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。

議事案件から審議を行います。議案第21号「教育委員会の所属職員の任免の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないので、採決に移ります。議案第21号「教育委員会職員の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第２２号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第２２号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

非公開の議事が終了しました。事務局から報告事項があれば、挙手の上、報告してください。

事務局

(報告)

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等

ありますか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないので、非公開案件を終了します。

これより公開としますので、事務局で対応してください。

角村教育長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、8月17日(月)午後1時30分から淡路市役所本庁舎2号館3階大会議室4,5を考えていますので、よろしくお願いします。それでは、閉会の言葉を、岸本教育長職務代理者をお願いいたします。

7. 閉 会

岸本教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。